

事 務 連 絡
平成 29 年 11 月 16 日

各都道府県 介護保険主管部（局）

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

「認知機能が十分でない方への出張法律相談」に関する情報提供について

日頃より、介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
日本司法支援センター（法テラス）より、「認知機能が十分でない方への出張法律相談」の周知について、別紙のとおり協力依頼がまいりました。

先般、第 190 回国会において総合法律支援法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 53 号）が成立し、平成 28 年 6 月 3 日に公布されました。本改正法で新たに追加される特定援助対象者法律相談援助では、援助の対象となりそうな高齢者・障害者等について、ご本人からの申込みではなく、福祉機関等でご本人の支援をしておられる方から法テラスにご連絡いただくことを契機として、弁護士等が出張して法律相談を実施するという事務フローを想定しております（別添 2 参照）。

つきましては、本制度についてご理解頂くと共に、管内市町村並びに地域包括支援センター及び介護サービス事業所等へご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件にかかる問合せについては、別紙依頼文中（本件の事務担当）に記載されている日本司法支援センター本部までお願いいたします。

○ 添付資料

- 別紙 「認知機能が十分でない方への出張法律相談」の周知について（依頼）
- 別添 1 「司法ソーシャルワーク」の業務メニュー説明資料
- 別添 2 「特定援助対象者法律相談援助」の事務フロー説明資料
- 別添 3 特定援助対象者法律相談票及び記入例
- 参考資料 日本司法支援センター地方事務所一覧表